

## Marc D. Hauser, Moral Minds Chpter 2.(pp.85-110)

佐藤 亮司(科哲D1/UTCP)

## Table

- ▶ NEANDERTHAL WELFARE(pp.85-96)
- ▶ PUNISH OR PERISH(pp.96-103)
- ▶ THE CLASH(pp.103-110)

### NEANDERTHAL WELFARE(pp.85-86)

- ▶ ロールズの社会契約モデルの基礎となる直観は、狩猟採集民の頃から我々の心に備わっている
- ▶ 道徳原則の最も重要な活躍の場: 食料の共有
  - 狩猟の成果は予測できないが、採集の成果はある程度予測できる
  - ⇒グループの他のメンバーとの共有
  - 自己強化的な公正の規範が進化する
- ▶ 我々は公平な分配を目標とした公正の原理を備えて生まれる
- ▶ 原理の個々の内容は土地の環境や、個々の文化のランダムな特徴によって変わる

### NEANDERTHAL WELFARE(p.87)

- ▶ Hauserの答える疑問
  - どこで公正としての正義が我々にもたらされたのか?
  - われわれは原理に気づいているか?
  - Rawlsの格差原理を我々は支持するか?
    - ・ 格差原理: 社会の財の配分は、最も貧しい構成員の利益となるように努めるべきである

### NEANDERTHAL WELFARE (p.88)

- ▶ Frohlich とOppenheimerの実験: Rawlsの抽象的な考えが実世界で成功するかどうかを決定する実験
- ▶ 被験者: アメリカの大学生
- ▶ ロールズの契約論的アプローチによって大枠が決められたルールの下で、議論をして分配的正義についての一組の原則に決着させる
- ▶ 結果: 公正の原理に決着したがその原理はRawlsが想定していた格差原理ではなかった
- ▶ 平均収入+下限原理(グループ全体の資源を最大化して、最も貧しいものにセーフティ・ネットを設ける)

### NEANDERTHAL WELFARE (p.88)

- ▶ 前の実験では長期の反省的均衡がなされておらず、被験者は無知のヴェールの下にもいない
- ▶ Frohlich とOppenheimerの実験~その2~
- ▶ 3つのグループを作って以下のような実験を行う
- ▶ 配分についての原理の選択
  - 2つのグループは、複数の原理の選択肢の中から一つを選ぶ
  - 選び方: 一つのグループは全会一致で選択、もう一つのグループは多数決
  - 残りの一つのグループにはグループメンバーの平均収入が最大にし、セーフティ・ネットを設ける(平均収入+下限原理)原理を強制する
  - 結果的には、選択肢から選んだ二つのグループは同じ原理(平均収入+下限原理)を採用

## NEANDERTHAL WELFARE (p.89)

- ▶ 無知のヴェール: 何がタスクかを知らずに原理を選ばせる
- ▶ タスク(スペルミス直し)を行い、収入を得てそれぞれのグループの原理に従って再配分する
- ▶ タスクは3ラウンド行いが、ラウンドごとに原理とその生産性についての態度を評価する

## NEANDERTHAL WELFARE (pp.89-90)

- ▶ 結果:
  - 原理を選択する自由があったグループでは平均収入+下限原理は安定的であり、収入トップの人も下限の人も原理に自信を持っていた
  - しかし、原理を強制されたグループではだましが横行したり努力がなされなくなったりした
  - この結果はポーランド、日本、オーストラリア、フィリピンで追試された
- ▶ ここから得られる経験則: 選択の自由 + 原理についての議論 = 公正としての正義
- ▶ 最も恵まれない人が十分な生活を送ることができるならば人々は不平等を気にしない

## NEANDERTHAL WELFARE(pp.91-92)

- ▶ F&Oの結果は、判断や行動を導く無意識的な原理や情動を含む、より直観的なプロセスについてはオープン
- ▶ ノーベル経済学賞学者Kahnemanと心理学者Tverskyのプロスペクト理論:
  - ▶ 人々は道徳衝突を含む問題に対して、損失と利益についての経験則によってアプローチしている
  - ▶ その経験則は我々の主観的経験(喜びや痛み)に関わっている
  - ▶ ある資源の価値は、自身の現在の状態を基準として、その資源の獲得がどの程度自身の状態を変える程度に応じて考慮される
  - ▶ ある状態を変えることの効用を知るには、現在の主観的経験を理解しなくてはならない

## NEANDERTHAL WELFARE(pp.92-3)

- ▶ 基準トランザクション: 正当化においてはめったに表れない、無意識的な公正の原理のパラメータ
- ▶ ある提案についての、権力を持っている個人やグループに対する基準の条件の集合や利益を指示する
- ▶ 権力者は基準の条件を変えることができるが、みだりに変更するとそれは不公正だと判断される
- ▶ 損失、利益の計算や公正の判断は基準トランザクションパラメータの無意識的な設定から生じる

## NEANDERTHAL WELFARE(pp.94-5)

- ▶ (Kahneman)あるタスクの間の被験者の判断とその時点についての回顧的な評価が一致しない
- ▶ 全体の持続に関係なく、我々はピークの経験と終わりの経験に基づいて判断を形成する
  - 例、冷たい水の中に手を入れた後に、手を出すよりもそれよりも少しだけ暖かい水に手を入れることを選択する
- ▶ 資源配分: 二つの配分の合計が同じであっても、ピークと終わりの給料が高いものを好むだろう
- ▶ 公正についての判断が異なってくるかもしれない
- ▶ 判断の基礎となる原理に対するアクセスを我々は欠いている

## NEANDERTHAL WELFARE(pp.95-6)

- ▶ 公正の原理は個人の福祉の観点からみて必ずしも望ましいとは限らない
- ▶ (Kaplav and Shavell)公正に固執しすぎることはしばしば不正を招き、裏切りを抑止するよりも冗長してしまう(例)買手を手売り手から保護しすぎて、却って高い金額を払わなくてはならなくなる
- ▶ 我々の制度は必ずしも公正の直観に従う必要はない
  - 記述と規範の対立

## PUNISH OR PERISH(pp.96-7)

- ▶ 社会的規範は、成文法抜きに我々の行動を制限する規則と基準である
- ▶ 公正としての正義を保持する新しいシステムがどのように発展してきたかの拠点を提示する
- ▶ 社会的規範の興味深い心理的性質
  - 行動の適合を支配する無意識的な規則である
  - しかし、われわれはときに社会的規範を侵すことがあり、そのときは情動的な反応が起こる

## PUNISH OR PERISH(pp.98-9)

- ▶ 規範は様々な社会で同時に生じ、最終的には政府や成分法と対立する
- ▶ 成分法が規範に介入するのは、典型的には社会規範の基礎にある原理が個人々に害を引き起こすからである
- ▶ 成分法と社会規範との間の緊張関係
- ▶ 法による罰則の登場
- ▶ 実験経済学と理論生物学の成果をみよ

## PUNISH OR PERISH(pp.99-100)

- ▶ 最後通牒ゲームの応答者を二人にすると・・・
- ▶ 応答者間の競争が起きて提案者は不均等な提案をすることができるようになる
- ▶ 二つのポイント:
  - 私たちの多くは自分の利益を満たす機会を探している
  - あらゆる交渉において、罰する機会や罰される機会に注意を払っている

## PUNISH OR PERISH(p.100)

- ▶ Fehrの実験: 個人的にはコストになるが、罰する機会を得たときの人々の行動を見る
- ▶ 第三者ゲーム:
  - ▶ 分配者:100通貨、受益者:0通貨、観察者:50通貨
  - ▶ 分配者は手持ちのお金を受益者に渡すことができる
  - ▶ 観察者は分配者の提案を知って、分配者を罰することができる
    - 1通貨を罰に使うと分配者の金を3通貨減らすことができる
- ▶ 一回ゲーム

## PUNISH OR PERISH(p.101)

- ▶ 結果:
  - ▶ 観察者は半々未満の全てのオファーを罰するために投資した
  - ▶ 投資総額は提案が少なければ少ないほど増えた
  - ▶ 受益者は投資者が上のように罰してくれるだろうことを信じていた
- ▶ 観察者が受けとるのは感情的な利益だけ
- ▶ 分配者はなぜ観察者が罰することができるのを知っているのに不平等な配分をしたのか

## PUNISH OR PERISH(p.101)

- ▶ 人々は交渉ゲーム(第三者ゲーム)において、罰を警戒しており、また罰は戦略を変えさせる圧力となるという心理的影響力を用いている
- ▶ どの程度まで実験的あるいは理論的成果が、成文法による強制抜きに暮らしている社会の協調の力学を表現しているのだろうか
- ▶ ナバホ、エスキモーでは感情を利用した罰を利用している

## PUNISH OR PERISH(pp.101-103)

- ▶ コストを払う罰が見られない例
  - (Weissner) ポツワナのプッシュマンju/'hoansi
  - コストを払うことなく規範の遵守を可能にする文化的な仕組みを発展させた
  - (Marlowe) Hazda狩猟採集民族についての研究
  - 第三者ゲームで、配分者は利己的な配分をし、観察者は罰することに消極的
- ▶ 私たちの狩猟採集時代において、罰は重要であったが、利他的な罰の形ではなかった
- ▶ 工業化社会に住む人間は社会規範を維持するための様々な罰を用いる

## THE CLASH (pp.103-105)

- ▶ 罰する能力の進化の説明
  - × 利他者にAの刺青を入れる
  - ⇒ 偽物のAの刺青が増える
  - ○だまし屋にCの刺青を入れる
- ▶ 刺青の刑罰の効果
  - ①犯罪者に印をつけることで、共同体に安全をもたらす
  - ②恥、罪、恐怖といった感情を植え付けることで将来の攻撃を防ぐ
- ▶ 現代の例: 飲酒運転者の車のバンパーステッカー一性犯罪者の公共安全局への登録

## THE CLASH (pp.105-106)

- ▶ 我々の罰についての判断における推論メカニズムの仕組みを理解するには、社会的に進化した心の直観と現在の環境圧とを併せて考えねばならない
- ▶ 刺青の刑罰のような応報刑は、野蛮でまた工業化した世界では効果が薄いと考えられたためしばらく姿を消していたが現代のアメリカで復活した
- ▶ 我々の罪についての直観と法システムとの衝突
- ▶ 人々が法に信頼を置くかどうか法の有効性にとって重要
- ▶ 罪を公正の原理の観点から見ようとする誘惑を考慮して法システムをデザインする必要がある

## THE CLASH (pp.106-8)

- ▶ 法の執行の多くの側面は応報主義的な視点に基づいている
- ▶ 罰の基礎をなす動機は罪の抑止ではない
- ▶ 公正の原理に基づいた罪についての直観に従うことは現代社会において意味のあることだろうか⇒NO!
- ▶ 応報主義者は公正の概念をとり逃している
  - 例、法律が十分に働かなかつたら、我々は払った税金にも関わらず不公正だと感じるだろう

## THE CLASH (pp.109-110)

- ▶ 罰の潜在的な抑止機能を見捨てることは罰のもっとも重要な機能の一つである教育的機能を見捨てることである
- ▶ 復讐、公正、抑止、教育はすべて道徳の原理の一部であり、我々の道徳器官の中に進化的な時間を通じて組み込まれてきたものである